

境港市本社機能移転等による移住者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県が定める「鳥取県本社機能移転等による移住者支援補助金交付要綱」(令和3年3月30日付第202100003660号鳥取県交流人口拡大本部長通知。以下「県要綱」という。)に基づき行う境港市本社機能移転等による移住者支援金(以下「本支援金」という。)の交付について、境港市補助金等交付規則(昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本支援金は、本県へ本社機能の移転等を実施する企業の雇用者が、県外から本市へ移住するための経費に対して、鳥取県と連携して支援することにより、企業誘致に伴う本市への移住を促進することを目的として交付する。

(交付対象者)

第3条 本支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和3年4月1日以降に県外から本市に転入(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。)したこと。
- (2) 県要綱別表の欄2に掲げる支援金対象者であること。
- (3) 境港市税を滞納していないこと。
- (4) 境港市暴力団排除条例(平成23年境港市条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 過去に本支援金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 過去に境港市地方創生移住支援金交付要綱(令和元年11月1日施行)に基づく移住支援金の交付を受けたことがなく、かつ受ける予定がないこと。

(交付金額)

第4条 本支援金の額は、1人あたり30万円とし、予算の範囲内で交付する。

2 本支援金の交付は、同一の者に対し1回限りとする。

(交付申請)

第5条 本支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、境港市本社機能移転等による移住者支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 同意書(様式第3号)
- (4) 就業先企業による就業証明書(様式第4号)

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、本支援金を交付することが適当であると認めたときは、境港市本社機能移転等による移住者支援金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知にあたり、次に掲げる事項を交付の条件として附するものとする。

(1) 規則第6条第2項及び第7条第2項の規定により、規則第13条第1項各号に掲げるときのほか、本支援金の交付を決定した日から3年を経過する日前に本支援金の交付を受けた者が本市から県外へ転出（住民基本台帳法第15条の3第1項に規定する転出をいう。以下同じ。）したときは、市長がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、本支援金の交付の決定を取り消し、既に交付した本支援金の全額の返還を命じる。

(2) 本支援金の交付を決定した日から3年を経過する日前に本支援金の交付を受けた者が本市から県内の他の市町村に転出したときは、市長がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、本支援金の交付の決定を取り消し、既に交付した本支援金の半額の返還を命じる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、本支援金を交付することが適当でないと認めたときは、境港市本社機能移転等による移住者支援金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第9条の規定による実績報告書の提出は、要しないものとする。

(支援金の請求)

第8条 本支援金の交付の決定を受けた者は、境港市本社機能移転等による移住者支援金支払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(届出等)

第9条 本支援金の交付の決定を受けた者又は交付を受けた者は、本支援金の交付の決定を受けた日から3年を経過する日前に本市から転出したときは、速やかに境港市本社機能移転等による移住者支援金に係る届出書（様式第8号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、本支援金の交付の決定を取り消し、既に交付した本支援金の返還を命じるか否かを決定するものとする。

(台帳の整備)

第10条 市長は、本支援金の交付の状況を明確にしておくため、当該状況を記録した台帳を整備するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本支援金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

境港市長 様

境港市本社機能移転等による移住者支援金交付申請書

鳥取県本社機能移転等による移住者支援補助金実施要領及び境港市本社機能移転等による移住者支援金交付要綱に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。

・申請者欄

フリガナ			
氏 名		生 年 日 月 日	年 月 日
住 所	〒	転 入 年月日	年 月 日
電話番号 ・メール	TEL : Mail :	勤務先 企 業	
転 入 元 住 所	〒	備 考	

(添付書類)

- (1) 住民票の写し
- (2) 誓約書 (様式第 2 号)
- (3) 同意書 (様式第 3 号)
- (4) 就業先企業による就業証明書 (様式第 4 号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号(第 5 条関係)

誓 約 書

境港市本社機能移転等による移住者支援金（以下「本支援金」という。）の交付申請にあたり、境港市本社機能移転等による移住者支援金交付要綱の規定を遵守するとともに、次の事項について誓約します。

- (1) 5年以上定住する意思を持って鳥取県外から境港市に転入したこと。
- (2) 境港市税を滞納していないこと。
- (3) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 過去に本支援金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 過去に境港市地方創生移住支援金交付要綱（令和元年11月1日施行）に基づく移住支援金の交付を受けたことがなく、かつ受ける予定がないこと。
- (5) 本支援金の交付を受けた場合、本支援金の交付の決定を受けた日から3年を経過する日前に境港市から転出したときは、速やかにその旨を市長に届け出ること。

年 月 日

住 所	鳥取県境港市
申請者氏名	Ⓜ

様式第3号(第5条関係)

同意書

境港市本社機能移転等による移住者支援金（以下「本支援金」という。）の交付申請にあたり、次の事項について同意します。

- (1) 境港市税を滞納していないことについて、境港市職員が調査すること。
- (2) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないことについて、境港警察署に照会すること。
- (3) 本支援金の交付の決定にあたり、居住実態について、境港市職員が調査すること。
- (4) 本支援金の交付が決定した場合、本支援金の交付の決定を受けた日から3年間の居住実態について、境港市職員が調査すること。
- (5) 境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）第13条第1項各号に掲げるもののほか、本支援金の交付の決定を受けた日から3年を経過する日前に境港市から県外へ転出したときは、市長がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、既に交付された本支援金の全額を返還すること。
- (6) 本支援金の交付の決定を受けた日から3年を経過する日前に境港市から県内の他市町村へ転出したときは、市長がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、既に交付された本支援金の半額を返還すること。

年 月 日

住 所	鳥取県境港市
申請者氏名	Ⓜ

年 月 日

境港市長 様

所在地
事業者名
代表者名

印

就業証明書
(境港市本社機能移転等による移住者支援金)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地 (鳥取県内)	
勤務先電話番号	
就業年月日	
鳥取県内における 勤務開始年月日	
鳥取県内における 勤務予定年数	5 年以上の予定 ※一時的な転勤でなく、申請者が当該市町村に 5 年居住する意思を有して いることを、支援の要件としています。
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用

(記入担当者) 所属部署
役職・氏名
電話番号

第 号
年 月 日

様

境港市長



境港市本社機能移転等による移住者支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました境港市本社機能移転等による移住者支援金（以下「本支援金」という。）については、次のとおり交付することに決定しましたので、境港市本社機能移転等による移住者支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付金の名称 境港市本社機能移転等による移住者支援金

2 交付決定額 300,000円

3 交付の条件

境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）第13条第1項各号に掲げるときのほか、本支援金の交付の決定を受けた日から3年を経過する日前に境港市から県外に転出したときは、市長がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、本支援金の交付の決定を取り消し、既に交付した本支援金の全額の返還を請求します。

また、本支援金の交付の決定を受けた日から3年を経過する日前に境港市から県内の他の市町村に転出したときは、市長がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、既に交付した本支援金の半額の返還を請求します。

第 号
年 月 日

様

境港市長



境港市本社機能移転等による移住者支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました境港市本社機能移転等による移住者支援金については、次のとおり交付しないことに決定しましたので、境港市本社機能移転等による移住者支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付金の名称 境港市本社機能移転等による移住者支援金
- 2 交付申請額 300,000円
- 3 不交付の理由

様式第7号（第8条関係）

境港市本社機能移転等による移住者支援金支払請求書

金 300,000円

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった境港市本社機能移転等による移住者支援金について、境港市本社機能移転等による移住者支援金交付要綱第8条の規定により請求します。

年 月 日

境港市長 様

住所

氏名

印

上記金額を下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 農協 信用金庫		本店 支店 支所 出張所
口座種別	普通 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

年 月 日

境港市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

境港市本社機能移転等による移住者支援金に係る届出書

次のとおり、境港市本社機能移転等による移住者支援金の交付の決定を受けた日から 3 年を経過する日前に境港市から転出しましたので、境港市本社機能移転等による移住者支援金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

転出前の住所	鳥取県境港市
転出後の住所	
転出年月日	年 月 日
転出した理由	